

湖北環境衛生組合告示第3号

湖北環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、湖北環境衛生組合人事行政の運営等の状況について、下記のとおり公表します。

令和6年3月13日

湖北環境衛生組合管理者 谷島 洋司

記

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数の状況

①採用者数の状況(令和5年4月1日採用)

区 分	人
一般行政職	0

②退職者数の状況(令和4年4月1日～令和5年3月31日) (人)

区 分	定年	勸奨	普通	再任用満了	合計
一般行政職	0	0	0	0	0

(2) 職員数の状況 (人)

区 分	R4.4.1	R5.4.1	対前年増減数
一般行政職	3	3	0

- (3) 採用試験の状況
実施しませんでした。

2 職員の給与の状況

- (1) 平均給料月額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	270,500 円	38 歳 3 月

- (2) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数	経験年数	経験年数
		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満
一般行政職	大学卒	342,400 円	—	—
	高校卒	—	—	—

- (3) 初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	学歴	初任給
一般行政職	大学卒	185,200 円
	高校卒	154,600 円

- (4) 主な職員手当の状況(令和5年4月1日現在)

①期末・勤勉手当

区 分	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.2 月分	1.0 月分
12 月期	1.2 月分	1.0 月分
合計	2.4 月分	2.0 月分

②その他の手当

区 分	内 容
管理職手当	管理又は監督の地位にある職のうち組合が準用する石岡市規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて支給

扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給
地域手当	民間の賃金水準等を考慮し、一定の地域に勤務する職員に支給
単身赴任手当	異動等による転居で、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給
住居手当	月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給
通勤手当	通勤距離が 2 km 以上で交通機関、自動車等を利用して通勤している職員に支給
特殊勤務手当	現場の指揮、監督に従事する職員に支給
退職手当	茨城県市町村総合事務組合の退職手当条例に基づき、給料、勤務年数等に応じて計算し支給

(5) 特別職の報酬等の状況(令和 5 年 4 月 1 日現在)

区 分	給料額等	
管理者	給料	年額 60,000 円
副管理者		年額 55,000 円
議長	報酬	年額 50,000 円
副議長		年額 47,000 円
議員		年額 45,000 円
監査委員		日額 6,000 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(令和 5 年 4 月 1 日現在)

一般的な勤務時間の状況

勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間
8 時 30 分	17 時 15 分	12 時から 13 時まで

(2) 休暇(令和 4 年 1 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日)

一般職の年次休暇の状況

付与日数	1 月 1 日を基準として 1 年あたり 20 日 (前年の繰越は 20 日の範囲内で残日数)
平均取得日数	13.3
平均取得率	34.9

(3) 育児休業の取得者数(令和4年度新規取得者) (人)

区 分	取得者数	育児休業期間別の内訳			
		6月以下	6月～1年	1年～2年	2年～3年
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(令和4年度) (人)

処分事由	降任	免職	休職	降給
心身の故障	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数(令和4年度) (人)

処分事由	降任	免職	休職	降給
一般服務違反	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、地方公務員法第30条に根本基準が定められているほか、次のような職務上の義務や制限が課されています。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 主な職員研修の状況(令和4年度)

研修名	受講者	受講者数
第2部課程研修	令和元年度採用職員	1

(2) 人事評価の状況

人事評価によって職員一人ひとりが構成市民や組織から期待できる行動ができ、成果を残せる職員に成長することを目指し、「業績評価(目標管理)」・「能力評価」・「態度評価」の3つの評価構成として、人事評価の運用を開始しています。また、人事評価結果を賞与の勤勉手当支給率に反映しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された共済組合の組合員となっています。共済組合は、相互扶助の精神によって組合員とその被扶養者の生活の安定と福祉の向上を目指す組織です。病気・けが等に対して必要な医療を給付します。健康保持増進事業や、住宅資金等の貸付なども実施しています。

(2) 利益の保護の状況(令和4年度)

区 分	申し立て件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0